

テクノプラザものづくり支援センターの指定管理者指定申請に係る審査結果について

令和5年11月8日
岐阜県商工労働部産業デジタル推進課

1 施設の概要

名 称	テクノプラザものづくり支援センター
所 在 地	本館 : 岐阜県各務原市テクノプラザ1丁目1番地 第1別館 : 岐阜県各務原市テクノプラザ1丁目21番地 第2別館 : 岐阜県各務原市テクノプラザ1丁目18番地 ベンチャーファクトリー : 岐阜県各務原市テクノプラザ2丁目28番地
設置目的	ものづくり及び情報通信に係る人材の育成、産学官の交流及び企業等の活動の場の提供並びに県民に対する情報提供を行うことにより、県民生活の向上及び岐阜県のものづくり産業の振興に寄与すること。
根拠条例	テクノプラザものづくり支援センター条例

2 指定管理者の募集方法

特定者指名

3 指定管理者の募集期間

令和5年10月5日から令和5年10月26日まで

4 申請団体

申 請 団 体 の 名 称	共 同 体 の 構 成 員 の 名 称
株式会社ブイ・アール・テクノセンター	

5 審査基準

審 査 項 目	配 点
施設管理の基本方針	5
類似施設の管理実績	10
利用者サービスの向上	25
施設の維持管理	5
収支計画	20
組織・体制	10
危機管理	10
経営基盤	5
地域連携	10
計	100

備考 審査において採点はありませんが、参考として配点を設定しています。

6 岐阜県指定管理者制度等運用委員会の開催日
令和5年11月6日

7 審査結果
次のとおり指定管理者候補予定者を決定しました。

<指定管理者候補予定者>

申請団体の名称	主な選定理由
株式会社ブイ・アール・テクノセンター	申請内容が募集要項に定める基準を満たしていると認められるため。

8 指定管理者の指定
県と指定管理者候補予定者との間における細目協議が調った後、県議会の議決を経て、当該指定管理者候補予定者をテクノプラザものづくり支援センターの指定管理者に指定する予定です。

<指定期間>

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）